# 町県民税と所得税の確定申告が 始まります 2月16日(金)から3月15日(金)まで

**令和6年度町県民税(住民税)の申告と令和5年分所得税の確定申告**が始まります。これらの申告は、町 県民税額の決定や、国民健康保険税や介護保険料、後期高齢者医療保険料などを計算するときの基礎資料と なる大切なものですので、期限内に適正な申告をしてください。

### 申告の必要性や申告の種類がわかるフローチャート

#### スタート

令和6年1月1日現在、伯耆町 に居住していましたか

いいえ

令和6年1月1日現在に居住していた市区町村にお問い合わせ ください

はい

令和5年1月1日から12月31日までにどんな収入がありましたか (遺族・障害者年金や失業保険の給付金などの非課税所得は「収入なし」として取り扱います)

収入なし

#### 主に年金収入

#### 主に給与収入

農業や不動産収入などの

年金収入以外に20万円以下の所得があ

年金収入のみで、

医療費控除など追加で申告する控除がな

その他の収入

, わたしは

申告が必要?

国民健康保険や介護保険、

後期高齢者医療保険に加入している

国民健康保険や介護保険

- 医療費控除や、扶養控除など控除の追加変年金収入が400万円を超えている年金収入以外に20万円を超える所得がある 扶養控除など控除の追加変更をする
- 年末調整済みの給与収入のみで追加で申告する控除などがな
- 給与収入以外に20万円以下の所得があ
  - 年末調整されていない年末調整の誤りや、医療費控除など控除の追加変更をする年末調整済みの給与収入以外に20万円を超える所得がある年末調整済みの給与収入以外に20万円を超える所得がある

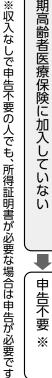
所得額よりも控除額が多い

所得額よりも控除額が少ない

●青色申告 **ا** 

- ロアリ駆除、
- 贈与税や相続税の申告 過年度
- 先物取引の所得 しを除く (令和4年以前)
- (令和4年以前)の申告●住宅耐震改修特別物●住宅借入金等特別控

後期高齢者医療保険に加入していな



\*

町県民税申告

申告不要

町県民税申告

確定申告

申告不要

町県民税申告

確定申告

町県民税申告 確定申告

申告できる場所 ★町県民税申告…伯耆町役場

●確定申告…伯耆町役場または米子税務署

このフローチャートは一例です。収入の種類によっては申告が必要な時がありますので、ご不明な点はお問い合わせください。

# 申告相談までにご準備ください

#### 農業や営業などの事業所得の申告をする人

- ■収入金額から必要経費を差し引く収支計算が必要です。申告までに必ず収入と経費の仕訳・集計をしてください。
- ●農業所得の集計作業用に「収支計算準備表」を住民課、分庁総合窓口課で配布していますので、ご利用ください。

### 医療費控除の申告をする人

- 1 年間に支払った医療費の集計が必要です。申告までに必ず「だれが」「どこで」「いくら支払ったか」集計をしてください。
- ■「医療費控除の明細書【内訳書】」を住民課、分庁総合窓口課で配布していますので、 ご利用ください。または、国税庁ホームページ内にある確定申告書等の様式を印刷し てご利用ください。



#### 土地・建物、株式などの譲渡所得、分離課税を選択した配当所得、山林所得の申告をする人

- ●申告までに必ず計算明細書などを作成してください。
- ※集計作業や計算明細書が作成されていないときは受付できない場合があります。 スムーズな申告相談にご協力をお願いします。

| 申告に必要なもの(一例)  |  |  |
|---|--|--|
| <ul><li>□ 所得金額の計算に必要な書類</li><li>□ 源泉徴収票</li><li>□ 農業や営業、不動産所得などの帳簿類 (あらかじめ収入経費の集計をしてください)</li><li>□ 報酬の支払調書など</li></ul>               |  |  |
| <ul> <li></li></ul>   |  |  |
| □ [還付申告をする人] 還付金振込先の口座番号などがわかるもの(本人名義に限る)   |  |  |
| ││ [税務署から申告書やお知らせハガキが届いている人]税務署から送られてきた申告書<br>やハガキ<br>│   |  |  |
| <ul><li>□ 申告者本人と、扶養親族のマイナンバーが確認できる書類</li><li>□ マイナンバーカード</li><li>□ 「個人番号通知カードまたはマイナンバーが書かれている住民票」と「本人確認書類(運転免許証や身体障害者手帳など)」</li></ul> |  |  |

## 役場での申告相談のご案内 ~事前予約が必要です~

町の会場で行う申告相談は「事前予約制」です。申告相談を希望する人は必ず予約をしてください。

#### ■予約方法

インターネット予約

https://www.houki-town.jp/new1/10/11/1/1/ (24時間受付)



◆予約はこちらから (町ホームページ

#### 電話予約

予約専用ダイヤル: 0859-68-4215 (受付時間 平日9:00~16:00)

#### ■予約期限

相談希望日の3日前(土・日・祝日を除く)まで

※予約の枠に限りがありますので、ご希望の時間に予約ができない場合があります。あらかじめご了承ください。

#### ■相談日など

- ●開始時間 午前の部 9:00~ / 午後の部 13:30~
- ●相談時間 30分
- ●相談日程
  - ※地域ごとの会場・相談日の指定はありません。



#### $\bigcirc$ $\Psi$ $\Box$

| ところ        | とき                                | 予約開始日         |
|------------|-----------------------------------|---------------|
| 溝□公民館      | 2月16日(金)~28日(水)<br>※28日(水)は午前の部のみ | 予約受付中         |
| 農村環境改善センター | 2月29日(木)~3月15日(金)                 | 1月29日(月)9:00~ |

#### ○休日

| ところ        | とき              | 予約開始日           |
|------------|-----------------|-----------------|
| 溝□公民館      | 2月17日(土)※午前の部のみ | 予約受付中           |
| 農村環境改善センター | 3月3日 (日)        | 1月29日 (月) 9:00~ |

#### ○特設日(申告期間前)

給与または公的年金のみの人は、上記のほか次の日程で申告期間前に相談を行います。

| ところ        | とき                    | 予約開始日 |
|------------|-----------------------|-------|
| 農村環境改善センター | 2月9日(金)・13日(火)・14日(水) | 予約受付中 |

#### ■予約枠の取りかた

相談時間は1枠30分です。1枠で2人分の相談することができます。3人以上の相談を希望するときは、連続する2枠を予約してください。(※同じ日の同じ時間での複数予約は受付できません。)

(例) 10時から3人分の申告相談を希望するとき

10時から2人分を予約、10時30分から1人分を予約 🔷 🔿 予約できます

10時から2人分を予約、さらに10時から1人分を予約 🔷 × 予約できません

#### ■来場時のお願い

- ●申告会場の混雑緩和のため、予約した時間の10分前にお越しください。
- ●収支計算など、必要な集計や書類などはあらかじめ作成してからご来場ください。

#### ■都合が悪くなったとき

相談予約をした日に都合が悪くなったときは、予約のキャンセルをお願いします。 キャンセルの場合は予約専用ダイヤルにご連絡ください。インターネットではキャンセルできません。



## 米子税務署での確定申告のご案内

#### 米子税務署での確定申告日程

#### 申告期間前

と き:1月29日(月)~2月15日(木)

(土日祝日は除く)

9:00~17:00 (受付8:30~16:00)

ところ:米子税務署5階会議室

その他:入場時間が指定された入場整理券が必

要です。(整理券は当日申告会場で受

け取り)

#### 申告期間中

と き:2月16日(金)~3月15日(金)

(土日祝日は除く)

9:00~17:00 (受付9:00~16:00)

ところ:米子コンベンションセンター

その他:入場時間が指定された入場整理券が必

要です。(整理券はLINEアプリで事前

発行または当日申告会場で受け取り)

#### 申告時に必要なもの

米子税務署の申告会場では、ご自身のスマートフォンとマイナンバーカードを利用して確定申告書を作成します。マイナンバーカードの暗証番号が分かるようにして来場してください。

スマートフォンをお持ちでない人は、会場の パソコンを操作して申告書を作成します。

#### スマホ・パソコンでも確定申告ができます!

確定申告は、自宅やオフィスからインター ネットで申告書の作成・提出ができます。

STEP 1 確定申告特集ページにアクセス

パソコンやスマートフォン

で検索

STEP 2 申告書を作成

画面の案内に従って金額などを入力

STEP 3 申告書を提出

マイナンバーカードやID・パスワード

を使って送信

※入力した申告書を印刷して、郵便で提出する こともできます。

#### 税金の納付は キャッシュレス**納付**がおすすめ!

振替納税

スマートフォン アプリ納付

#### ■申告・納税の期限

所得税、贈与税 復興特別所得税

3月15日(金)まで

消費税、地方消費税 (個人事業者)

4月1日(月)まで

# 一足お先に確定申告 ~スマホで確定申告講座~

スマートフォンとマイナンバーカードを使った確定申告講座を開催します。

申告書の提出まで米子税務署の職員が指導しますので、ひと足お先に確定申告をすることができます。今年は簡単便利なスマホ申告にチャレンジしませんか。

と き ① 2月5日 (月) 14:00~15:30 ② 2月6日 (火) 14:00~15:30

ところ 農村環境改善センター 1階 農事研修室

対象者 伯耆町の住民で、次の条件にすべて当てはまる人

- マイナンバーカードを持っている マイナンバーカードの暗証番号がわかる
- スマートフォン(マイナンバーカードの読み取りに対応しているもの)を持っている
- 農業などの事業所得がある人は事前に収支計算ができている

参加費 無料 定員 各日10人

申込方法 住民課税務室に電話で申し込み ※インターネット受け付けは行いません。

申込締切 2月1日(木)17:00 講師 米子税務署職員

あらかじめスマートフォンにマイナポータルアプリをインストールしてからご来場く ださい。

・以前に利用者識別番号、暗証番号を取得している人は、これらが分かるものをお持ちください。

100000 V

5

問い合わせ先

注意事項

住民課 税務室 🛇 0859-68-3114